## ●香川県告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年8月26日から同年9月15日まで一般の縦 覧に供する。

令和4年8月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道 (一般)
- 2 路線名橘大角坂手港線(248号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
小豆郡小豆島町坂手乙2番84	6.8~16.1	98	平成31年3月8日付け香川県告
地先から			示第63号で変更した区域の一部
小豆郡小豆島町坂手乙2番83			
地先まで			

4 供用開始の期日 令和4年8月26日